



『十三夜を愉しむ』



お月見といえば9月の十五夜が有名ですが、10月にも月を愛でる行事「十三夜」があるのをご存知でしょうか。十三夜は栗や豆をお供えることから、「栗名月」「豆名月」とも呼ばれています。また中秋の名月の後なので、「後(のち)の月」とも言われるそうです。またお月見というと満月のイメージがありますが、十三夜の月は満月になる前なので少し欠けています。欠けた月も美しいと称えるところに、風情を愉しむ日本人の豊かな感性を感じますね。

さて、「めがね税理士通信」2020年10月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

ひとり親控除及び寡婦控除に関する税制改正の概要について

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。そこで令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われました。今回はその概要について解説いたします。

未婚のひとり親に対する税制上の措置

- 居住者がひとり親である場合には、「ひとり親控除」としてその年分の**総所得金額等から35万円を控除**することとされました。またこの「ひとり親控除」は給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました。(右図参照)

寡婦(寡夫)控除の見直し

- 改正後の寡婦控除は、従来の要件に加え、「ひとり親」に該当せず、**合計所得金額が500万円以下の人で、その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと**という要件も追加されました。また特別の寡婦の特例が廃止されました。(右図参照)

※「ひとり親」とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を全て満たす人のことをいいます。

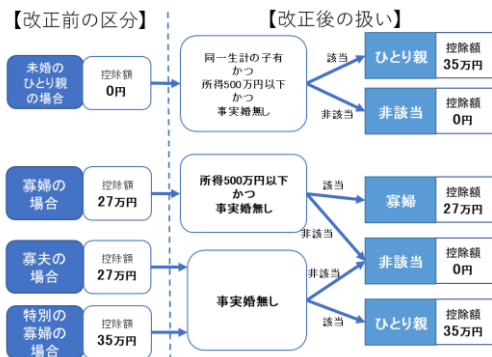
- ✓ 生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下で、他の人の扶養になっていない人に限る)を有すること。
- ✓ 合計所得金額が**500万円以下**であること。
- ✓ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

適用開始日

当該改正は、令和2年分以後の所得税について、具体的には、**令和2年分以後の年末調整及び確定申告において適用**され、**月々の源泉徴収事務においては令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用**されます。

オンラインセミナーを開催します(^^)

むかいアドバイザーグループの原です。最近すっかりオンラインが主流となっていますね。私も、好きなアイドルグループのオンラインコンサートを待ちわび、胸を躍らせている今日この頃です。さて、弊所では10月21日(水)にオンラインセミナー開催を予定しております！テーマは家族信託になります。家族信託は、従来の制度では難しかった柔軟な資産管理と資産承継を目指すことができるため注目されている分野です。少しでもご興味のある方はぜひお気軽にお問合せください。弊所は今後も、世の中の状況やお客様のニーズにあわせて、お力になれるような取り組みをしていきたいと思っております！



このごろはあまり街中では見受けなくなったが、それでも、ときどき思わぬところで、昔懐かしい芋洗いの風景にぶつかることがある。芋は上から下へ下から上へ、そして右に左にと移動して、現れては消え、消えては現われてくる。何だか人生の縮図みたいである。人の歩みには大なり小なり浮沈がつきまとう。上がりっ放しもなければ、下がりっ放しもない。だから、たまたま上にいたとて、おごることはすこしもないし、下にいたとて悲観する必要もない。要は、いつも素直に、謙虚に、そして朗らかに希望をもって歩むことである。おごりの気持ちや悲観の心が出てきたとき、芋洗いの姿を思い出すのも、また何かの役にたつであろう。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『コロナ禍における遺言書の需要』

Aさん：新型コロナウイルスの流行から、万が一に備えて遺言書の作成を検討しています。

たかこサン：コロナ禍において、遺言書の作成に関するご相談が増えてきています。まずは代表的な遺言書作成の方式と、それぞれのメリット・デメリットについて、おさらいしたいと思います。

【自筆証書遺言】

自分で遺言の全文・氏名・日付を自書し、押印する。(※財産目録は手書きでなくてもよい)

メリット：紙とペンと封筒を用意するだけでよいので、すぐに気軽に作成できる。

デメリット：内容に不備があれば無効になるリスク。紛失、隠匿、改ざん等のリスク。遺言執行時に家庭裁判所で検認が必要。(※令和2年7月10日よりスタートした法務局による遺言保管制度により、自筆証書遺言のデメリットのほとんどは解消されています。)

【公正証書遺言】

本人と証人2名で公証役場へ行き、本人が遺言内容を口述し、公証人が記述する。(※やむを得ない場合には出張作成も可能)

メリット：法的に有効な遺言を確実に残せる。デメリット：公証人手数料等の費用がかかる。

さらに緊急用として、特別な方式の遺言書も作成できます。

【伝染病隔離者遺言】

警察官1名および証人1名の立会いのもと、遺言者が遺言書作成し、遺言者と警察官、証人がそれぞれ署名、押印する。

伝染病に限らず自然災害や服役など、一般社会との交通が断たれて隔離した状態であれば作成可能。

【危急時遺言】

証人3名の立会いのもと、遺言者が話したことを書面に筆記し、証人3名が署名、押印する。

死亡の危機が迫っている緊急事態にのみ作成可能。

※特別方式での遺言書は、遺言者が通常的方式で遺言書を書けるようになった時から6か月を経過して生存していると無効となり、通常方式で再度作成が必要です。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)
無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間:平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>